

# 観光需要の平準化に関する一考察 ～休暇政策の変遷に焦点をあてて

矢ヶ崎紀子

政府の成長戦略における観光振興は重さを増してきており、「日本再興戦略」改定2015では、地域経済を牽引する基幹産業に発展することが求められている。しかし、観光産業は、需要の偏りという大きな課題を背負い続けている。需要の偏りには、①時期的な偏りと、②地域的な偏りがある。本稿では前者に関して、先行研究からの示唆を整理し、それを踏まえた観光需要の時期的な集中を緩和するための選択肢を、旅行行動の原資となる時間資源ごとに検討した。あわせて、需要平準化に関する政策や事業について整理し、今後の望ましい選択肢についての考察を行った。

keywords：観光需要、需要平準化、休暇改革、有給休暇取得、国民の祝日

## 目次

はじめに

1. 先行研究からの示唆
  2. わが国の休暇と休日の状況
  3. 季節変動による需要集中の実態と課題
  4. 休暇に関する対策の選択肢と観光政策の系譜
- おわりに

## はじめに

政府の成長戦略において観光振興は重さを増してきており、「日本再興戦略」改定2015においては、農林水産業や医療・介護とともに、地域経済を牽引する基幹産業へと再構築させる必要があることが明記された。しかし、観光産業は需要の偏りという大きな課題を背負い続けている。需要の偏りには、①時期的な偏りと、②地域的な偏りがある。前者は季節変動であり、後者は人気のある観光地に需要が集中することである。需要変動を完全に克服することはできないが、変動幅を可能な限り縮小して平準化を目指すべく、活用可能な選択肢を推進していくことが求められよう。

本稿は、需要平準化の議論に資するべく、これまでの政策の系譜を整理し、現段階で可能な選択肢を検討するものである。①時期的な偏りと②地域的な偏りのうち、まず、前者を扱うこととする。

## 1. 先行研究からの示唆

### 1.1 有給休暇取得に焦点をあてた先行研究

2002年6月に、経済産業省、国土交通省、自由時間デザイン協会が「休暇制度のあり方と社会経済への影響に関する調査研究委員会報告書」を発表した。この報告書には、“休暇改革は「コンプスの卵」”という副題がつけられ、その当時の年次有給休暇を完全取得すると12兆円の経済波及効果と150万人の雇用創出が実現されると分析した。

この提言以降、労働経済や労働政策の分野において、有給休暇の取得促進や連続取得による長期休暇に関する研究が発表された。有給休暇制度の国際比較、欧州では有給休暇は連続取得するものであると考えられているのに対してわが国では分割取得が可能として導入した背景や、労働者が有給休暇を取得しにくい理由の分析などが行われた。

「休暇制度のあり方と社会経済への影響に関する調査研究委員会報告書」が試算した経済波及効果は、2011年に桜本、福石によって新たに計算がなされ、当時の未取得有給休暇4.3億日が完全取得された場合に、約15兆円の経済波及効果と約188万人の雇用創出効果があることが確認された。

## 1.2 季節変動のパターンや要因に焦点をあてた先行研究

### 1.2.1 季節変動のパターンと変動要因

大井(2011)は、観光需要の季節変動には3つのパターンがみられるとしている。最盛期のピークが1つだけある単峰型、ピークが2つある双峰型、ピークのない一様型である。一様型は、年間の全ての月の観光需要が完全に平準化しているのではなく、月によって、あるいは、1ヶ月の中で、ゆるやかな曲線のピークがあるという意味である。ハワイやシンガポール等が一様型に該当する。

このような季節変動が発生する要因として、自然に基づく季節変動と、制度に基づく季節変動の2つが挙げられている。前者は、四季によって発生する気候変動であり、四季が明確なわが国において、この要因が観光需要の変動に与える影響は大きい。後者は、宗教、文化、民族や社会状況等を背景とし、祝日や夏休み、祭祀や宗教行事、漁労や農業や狩猟の期間等の広範囲なものである。

### 1.2.2 わが国の観光需要の特徴

大井(2011)は2007～2010年までの観光庁「宿泊旅行統計調査」を分析し、わが国の延べ宿泊者数は、8月をピークとして、1～3月を谷とする波形がみられることを確認した。しかし、大井がスピアマンの順位相関係数を計算したところ、全国的な波形と全く同じ波形を有している都道府県はないことが明らかになった。比較的全国的な波形と近いのは、福岡県、香川県、群馬県、埼玉県、千葉県であり、全国的な波形と異なるのは京都府、北海道、長野県、青森県、奈良県であった。

さらに、大井(2013)は、2007～2012年までの「宿泊旅行統計調査」を分析し、需要集中の地域格差は縮小していないことを明らかにした。別の視点からのデータの補強が必要であるとしつつも、6年間に観光客の総数が増えても、都市部や人気のある観光地に宿泊者は集中しており、それ以外の地域ではあまり増えていないと結論付けている。

## 1.3 生産性向上に焦点をあてた先行研究

経済学の研究者達がサービス業の生産性向上を目的とした研究を積み重ねている。

森川(2008)は、時間的な需要変動と生産性の関係について事業所レベルのデータを用いて分析を行った。この分析は、経済産業省「特定サービス産業実態調査」の対象業種のうち、平日/週末別の需要動向や年間の月次別需要動向のデータが利用可能である映画館、ゴルフ場、テニス場、ボウリング場、フィットネスクラブ、ゴルフ練習場の6業種の事業所レベルの個票データを使用して、週の中での需要変動の大きさ、一年のうちの月々の需要変動の大きさが当該事業所の全要素生産性(TFP)に及ぼす効果を測定したものである。この結果、多くの業種において、週内の曜日間や年間の需要変動が大きい事業所ほど、計測されるTFPが低いという、負の関係がみられることが明らかとなった。需要変動度が1標準偏差大きい事業所のTFPは10～20%程度低いという結果が得られ、休日の分散化による需要平準化が、自由時間に対する需要弾力性値の高い対個人サービス業のTFPにプラスの効果を持つ可能性が示唆された。

さらに、森川(2015)は、訪日外国人旅行者が宿泊業の客室稼働率に及ぼす影響を定量的に分析し、訪日外国人旅行者による宿泊者数の増加と宿泊業の客室稼働率は正の相関関係があることを明らかにした。外国人宿泊者数比率が1%ポイント高いと、客室稼働率は+0.2%ポイント程度高まるという関係である。この理由として、日本人の観光旅行行動は週末や国民の祝日を含む連休に集中する傾向にあるが、訪日外国人旅行者は日本人がその旅行行動を規定される休日に縛られることがないことが挙げられている。また、訪日外国人旅行者には連泊が多いことや、訪日外国人旅行者のほうが日本人旅行者よりも早期に宿泊の予約を入れていることが、客室稼働率の平準化に寄与している可能性が高いと指摘している。

## 2. わが国の休暇と休日の状況

### 2.1 わが国の休暇・休日

#### 2.1.1 労働者にとっての休暇・休日

休暇とは、労働する義務がある日に、会社がその労働義務を免除する日のことである。労働基準法第39条第1項に、雇入れの日から6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては最低10日の年次有給休暇を与えなければならないとある。年次有給休暇の上限は20日である。なお、労働基準法は年次有給休暇の時効を2年としているため、付与された年次有給休暇のうち、未消化の日数は2年間繰越することができる。

休日とは労働する義務のない日のことであり、労働基準法第35条に毎週少なくとも1回又は4週間を通じ4日以上与えなければならないと規定されている。労働基準法は、いつが休日なのかについて定めていない。このため、何曜日を休日とするか、国民の祝日を休日とするかについては、労使交渉を踏まえて作成される就業規則において定めるのが一般的である。なお、自動車メーカー等の工場を多く有する企業においては、生産設備の稼働効率を維持するために、労使交渉をした上で、ゴールデンウィーク（以下、GW）を核として年間の休日をまとめ、秋の連休には工場を稼働させるなど、企業独自の労務管理を行っている。

#### 2.1.2 学校休業日

学校の休業日は、各学校の設置者が定める。公立の小中学校は市区町村教育委員会であり、県立高校の場合には県教育委員会である。北海道や東北等では厳冬の授業を避けるために、夏季休業日を短縮して冬季休業日を長くしており、地域の実態に即した長期休業日が設定されている。

家庭、学校、地域が連携して多様な学習活動や体験活動に取り組む「土曜授業」が実施されている。文部科学省は、2013年に学校教育法施行規則を改正し、小中学校の設置者が認める場合には土曜日等に授業を実施できるとした。土曜授業は東京都での取り組みが進んでおり、文部科学省の発

表によると、2014年度に土曜授業を実施した小学校の割合は全国17.1%、東京都85.5%、中学校では全国18.3%、東京都95.1%であった。東京都の小中学校における年間の実施回数は毎年増加傾向にあり、2014年度では、年間6回以上実施の小学校が50.6%、中学校が50.5%となっている。

#### 2.1.3 国民の祝日

国民の祝日に関する法律（以下、祝日法）によって、わが国の祝日が規定されている。現在は15日であるが、2016年1月1日から、新たに「山の日」が祝日となり年間16日となる。祝日法は3つの条文から成る短い法律で、第1条には「国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日」が祝日であると定義され、第2条には具体的な祝日が列挙されている。第3条において、祝日が休日であるとされ、さらに、同第2項、第3項で、いわゆるハッピーマンデーの三連休が規定されている。

### 2.2 わが国の休暇・休日の特徴

#### 2.2.1 一斉取得型の休み（国民の祝日）が中心

英仏独は週休日以外の休日、すなわち祝日が少なく、年次有給休暇がほぼ完全取得状況である。わが国においては、年次有給休暇の平均取得日数が英仏独の1/3以下である一方、祝日が多くなっている。子どもも、土曜授業、塾や習い事、部活動等に日常の時間を費やしており、家族全員の休暇・休日をあわせようとすると、誰もが休みやすい国民の祝日を中心に調整がなされることになる。

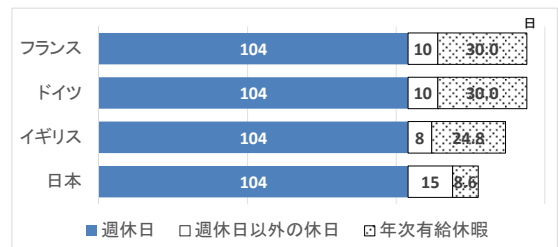


図1 年間休暇・休日数数の国際比較（2013年）

出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構

「データブック国際労働比較2015」より作成。

### 2.2.2 低迷している年次有給休暇の取得率

わが国の年次有給休暇の付与日数と取得率は横ばい状態である。取得率の分母には繰越された有給休暇の日数は含まれていないため、個々の労働者にとっては、取得可能な有給休暇全体を分母とすると取得率は著しく低下するのが実態である。

厚生労働省「就労条件総合調査の概況」(2014年11月)によれば、2013年(または2012会計年度)の1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数は除く)は、労働者1人平均18.5日(前年18.3日)であり、そのうち労働者が取得した日数は9.0日(同8.6日)であった。取得率は48.8%(同47.1%)である。取得率を企業規模別にみると、従業員1,000人以上が55.6%(同54.6%)、300～999人が47.0%(同44.6%)、100～299人が44.9%(同42.3%)、30～99人が42.2%(同40.1%)となっており、企業規模が小さくなるほど取得率が低下している。また、業種別では、電気・ガス・熱供給・水道業が70.6%と高くなっている一方で、取得率が4割に満たない業種もあり、卸売業・小売業が36.4%、生活関連サービス業・娯楽業が37.1%、教育・学習支援業が38.2%である。宿泊業・飲食サービス業の取得率は40.1%であり、建設業の40.3%と同水準となっている。このデータは、年次有給休暇制度がある企業を分母としており、ファミリービジネスによる零細企業においては明確に休暇・休日を定めていない組織が多い。

## 3. 季節変動による需要集中の実態と課題

### 3.1 需要集中の実態

わが国では、国民の祝日に旅行の同行者間あるいは帰省先の親族等との間で休暇・休日をあわせやすい状況にあり、年間の旅行行動の発生日が特定の日に集中している。次図は、観光庁が推計した2009年の旅行量を旅行実施日ごとに区分したデータである。年間旅行量の59.7%が年末年始、GW、お盆、シルバーウィーク(以下、SW)、三連休に実施されたものであり、これらの時期を暦の日数で見ると365日のうちの12.1%に過ぎない。例年の旅行シーズンの定番である年末年始、

GW、お盆だけを取り出すと、旅行量の40.9%が暦の6.6%(24日間)に実施されている。

観光庁「GWにおける観光旅行調査」(2010年5月)<sup>1)</sup>および「お盆時期における観光旅行の動向調査」(2010年8月)<sup>2)</sup>によると、GWの集中は5月3日～5日を中心であり、観光地や宿泊施設は高い稼働率を示している。しかし、これらの日々の前後の稼働率は通常の平日並みに低く、いきなり高い崖がそそり立つような形態を呈している。一方、お盆は、GWよりも長い期間が該当し、旧暦7月15日前後の、いわゆるお盆休みにピークがあり、このピークを頂点として前後にゆるやかにすそ野を持つ形で稼働率が増減している。

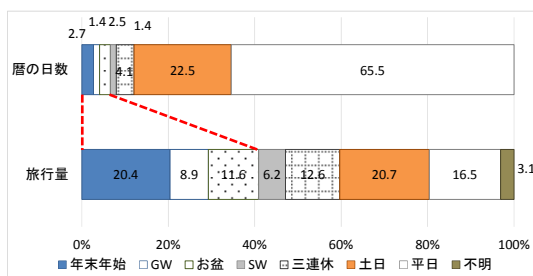


図2 旅行の実施時期(2009年)

出典：観光庁公表データより作成。

### 3.2 需要集中がもたらす課題

#### 3.2.1 旅行者への影響

毎年、年末年始、GW、お盆の時期には、移動手段、宿泊予約、観光地やレジャー施設等が混雑する。行きたい宿に宿泊できない場合も多い。混雑時期における旅行は“疲れる旅”になり、旅本来の魅力を十分に享受できないことになってしまう。旅行そのものの満足度が低下する懸念がある。

特定時期における混雑を嫌って旅行に行かない人が多い。観光庁「GWにおける観光旅行調査」(2010年5月)によると、2010年のGWに国内宿泊旅行を実施した人の割合は20.2%、日帰り旅行を実施した人の割合は35.0%であった。旅行を実施しなかった人々に、「GWの混雑が緩和されれば国内宿泊旅行に行くと思うか」と質問したところ、32.1%が「行くと思う」と回答している。また、旅行した人々の35.7%が、GWの混雑が緩

和されれば、宿泊数を増やす、宿泊旅行の回数をもう1回増やす、日帰り旅行を宿泊旅行にすると  
 思う、のいずれかに回答している。需要集中によっ  
 て顕在化していない旅行意欲が相当程度に存在す  
 る。

### 3.2.2 観光関連ビジネス事業者への影響

観光需要の集中は事業者の経営のあり方に大き  
 な影響を与えている。交通事業やビジネスホテル  
 等はビジネス需要と観光需要のバランスをとりな  
 がら経営していく道があるが、一般観光客がメイ  
 ンである地方の旅館、観光・レジャー施設等では、  
 自分の経営努力が及ばないところで自社の収入・  
 利益が制約を受けてしまう。

前述のデータ（図2）に基づけば、1年の  
 34.5%の日数（約125日）に相当する年末年始・  
 GWを含む祝日による連休・お盆・土日で年間の  
 売り上げの約8割を稼ぐことになり、残りの約  
 240日（65.5%）は売上げの16.5%にしか貢献し  
 ないことになる。繁閑の料金差を設けている事業  
 者にとっては、年間125日の繁忙期に得る収入の  
 割合は8割を超えることになろう。

こうした制約は、まずもって、事業者に経営を  
 しようという意欲を損なわせることになる。どん  
 なに頑張っても営業をしてもお客は来ない時には来  
 ない、営業をしなくとも待っていれば特定時期に  
 満室になるほどやってくる、自身の旅館が人気旅  
 館でなくとも近隣に人気の高い旅館があってそこ  
 が満室になれば客は自ずと流れてくる、需要が集  
 中する時期の予約を管理するのは大変なので客室  
 全部を丸ごと送客業者に預けてしまう。

また、サービス業の収益の源泉である正規雇用  
 の従業員数を低く抑えることにもなる。繁忙期は  
 近隣からパートやアルバイトで人員を補充し、一  
 年の大半である閑散期をこなしていくだけの従業  
 員の雇用を維持すればよいという考え方になって  
 しまう。稼ぎ時であるとともに、満足度をあげて  
 リピーターになってもらう機会でもある繁忙期に  
 おいて、サービス提供者のうち十分な研修や経験  
 を積んでスキルを向上させている人の割合が低く  
 なり、館内の混雑もあいまって顧客満足度も従業  
 員満足度もあげることが難しい状況になってい

る。

特定時期における需要集中は、観光関連ビジネ  
 スの労働生産性の低さの要因となって利益率を低  
 下させている。利益率の低さは、従業員の給与等  
 の待遇向上や将来のビジネス展開のための投資を  
 困難にするといった悪循環を作り出している。

## 4. 休暇に関する対策の選択肢と

### 観光政策の系譜

#### 4.1 休暇に関する対策の選択肢

旅行の時間的原資である休暇・休日ごとに、需  
 要平準化に資するであろう選択肢を検討した。

表1 観光需要平準化の選択肢

方向	成果	対策
有給休暇		
取得促進	個々人の取得日 が平日に分散	計画的付与や取得率向上 を企業に義務付け、経営者 と労働者の意識改革
連続取得	中長期の休暇が とりやすくなり、 旅行が分散	ILO132 号条約への批准、 休暇の連続取得の義務付 け(日本版パカンス制度)
学校休業日		
地区別取 得	学校休業日に親 が有給休暇をあ わせ旅行が分散	夏休み・冬休み・春休みの 地区別取得、2 学期制によ る秋休みの創出
振替休業 日を休業 日の前後 に設定	親が有給休暇を あわせることによ って学区ごとに 旅行が分散	学校設置者に働きかける、 学校休業日にあわせて有 給休暇を取得できるよう企 業に働きかける
国民の祝日		
地区別取 得	GW、シルバーウ ィーク等の大型 連休が地区別に 分散	祝日法の改正、国民や産 業界等の合意形成
地方公共団体の休日		
創設、ハッ ピーマン デー化	都道府県別に休 日が分散	地方自治法による設定要件 の緩和

##### 4.1.1 有給休暇の取得促進

労働者の休暇が分散し、観光旅行の需要が増加  
 するとともに分散も起こすという考え方である。

有給休暇の取得を促進するためには、経営者と労働者の意識変革と取得促進を保障する制度や仕組みが必要である。意識変革については、政府が提唱する運動がある。厚生労働省の調査<sup>3)</sup>によると、有給休暇取得をためらう理由として「みんなに迷惑がかかると感じるから」を挙げた労働者の割合は74.2%に達している。メンタルヘルス対策の一つとして休暇を位置づけたり、休むことによって労働生産性が高まるといった考え方が広まっていくことが重要である。

取得促進のための制度や仕組みとしては、年次有給休暇の計画的付与制度がある。年次有給休暇を、従業員が自由に取得日を設定できる5日と、事業主が計画的に付与できる残りの日数に分ける制度であり、労使協定あるいは労働時間等設定改善企業委員会の決議が必要である。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高いが、導入企業の割合は2割に満たない。2016年4月から従業員に年5日の年次有給休暇を取得させる義務を企業に課す方向で調整が行われているが、既に平均取得日数は5日を越えており、観光需要への影響は限定的であろう。ただし、有給休暇制度を導入していない零細企業等において、従業員に年間5日間の有給休暇取得を義務付ける動きが出てくれば、この層が旅行に行く可能性はある。

#### 4.1.2 有給休暇の連続取得

労働基準法39条第1項には、年次有給休暇を「継続し、又は分割」して取得するとある。欧州において休暇は連続取得するものであるが、わが国は分割取得が可能としており、ここに有給休暇の取得方法に関する考え方の違いがある。ILO（国際労働機関）第132号条約には、「労働者は1年勤務につき3労働週の年次有給休暇の権利を持つ。休暇は原則として継続したものでなければならないが、事情により分割を認めることもできる。ただし、その場合でも分割された一部は連続2労働週を下らないものとする。」とあり、わが国は未批准であるが、36カ国が批准している。

日本版バカンス法の実現を目指す動きは、2002年に民主党が長期休暇制度創設法案としてたたき

台を提案したことがある。その内容は、年次有給休暇を勤続年数に関わらず一律25日とし、このうち、14日間を連続取得させるというものであった。しかし、具体的な取組みとはなっていない。

一方で、年次有給休暇を時間単位で取得する制度が2008年の労働基準法改正によって導入され、有給休暇の取得方法に細分化の方向が出てきた。厚生労働省「就労条件総合調査」によると、年次有給休暇の時間単位取得制度を導入している企業は、2013年で11.2%、2014年で11.8%であった。

#### 4.1.3 学校休業日の地区別取得

有給休暇をほぼ完全取得する仏独では、観光需要を分散化するため、学校休業日を地域ごとにずらして設定している。親は子どもの休みにあわせて有給休暇を取得して家族旅行に出かける。

仏の夏休みは長期間であり、かつ、旅行先が多様であるため全国一律の開始日であるが、行き先の選択肢がスキーリゾート等に限定され、かつ、2週間程度の春休みと冬休みは、全国を3つのゾーンに分けて取得する。3ゾーンは隣接地域が固まりになっているのではなく、飛び地のような構成になっており、観光流動の分析に基づいた混雑緩和が意図されている。パリ市を含む最も人口の多い首都圏は中央部に位置しているが、南西端にあるポルドー地域と一つのゾーンを形成している。なお、仏においては、休暇の分散化の議論は「栄光の30年」と呼ばれる高度経済成長期（1945～1975年）の最中に始まった。1964年から、春休みと冬休みの地区別分散取得をまず2ゾーンで実施した。混雑緩和の効果をより高くするために、1995年から現在の3ゾーンに変更されている。小学校から高校までが実施しており、仏の文部科学省が向こう3年間の春休みと冬休みの地区別の実施スケジュールを決定している。

独は州ごとに学校休業日を設定し、夏休みは1,000万人程度の地域が同じ期間に学校を休業する。この地域ブロックが8つあり、それぞれの夏休み開始日がずれており、早い開始と遅い開始では1ヶ月以上の開きがある。

#### 4.1.4 祝日の地区別取得

GW、SW 等の大型連休を地区別に分散取得することによって混雑緩和を図る考え方である。世界的にみて珍しい手法であり、祝日法の改正、国民や産業界における合意形成が必要である。祝日を地区別に異なる日に取得するには、本来祝日法で定められた当該祝日の日と異なる日が休日となる。このため、国民の祝日を、本来の日はその日を記念する日とし、第3条に謳われている休日とすることを別の日に行うという法解釈になる。国民の祝日を、記念することと、休むことに分け、それぞれを異なる日に実施するという考え方である。

#### 4.1.5 地方公共団体の休日

地方公共団体は独自の休日を条例で定めることができる。地方自治法第4条第3項には、「地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなもの」を、総務大臣との協議のうえで地方公共団体の休日として定めることができると規定している。地域が独自に地方公共団体の休日を定めやすいように規制緩和を行い、さらに、地方公共団体の休日を土日の前後において地域版のハッピーマンデーを創出させるという考え方である。なお、地方公共団体の休日とは、公的機関に適用される休日であり、地域の民間企業に義務付けられるものではないが、地域においては公的機関の役割が大きいことから他の主体も休みやすくなるという期待がある。

#### 4.2 休暇に関する観光政策の系譜

前述の選択肢のなかでわが国の観光行政が携わってきた政策は、有給休暇取得促進と国民の祝日の増加・分散の2系統に分類することができる。

##### 4.2.1 有給休暇取得を対象とした政策等

###### ・長期家族旅行国民推進会議の提言

長期家族旅行国民推進会議（座長：島田晴雄

内閣府特命顧問、当時）は、日本型長期家族旅行の普及・定着を国民的な運動として推進していくため、「観光立国行動計画」（2003年7月31日観光立国関係閣僚会議決定）等において、その設置が指示されたものである。2004年6月に、「家族仕様の旅文化を拓く」と題した報告書を取りまとめ、その中で、10の緊急提言を行った。①有給休暇を取得しやすくする、②学校等の裁量を活かし学校休業の多様化と柔軟化を進める、③休暇時期の分散化を促進する、④家族仕様の価格設定を普及する、⑤割安なメニューの導入を図り価格帯の選択の幅を広げる、⑥家族向けの多様な地域プログラムを整備する、⑦家族仕様の施設の整備・普及を図る、⑧家族旅行向けの情報提供を充実する、⑨企業、労組、学校、地域などの連携・協力を促進する、⑩家族旅行普及・促進のための民間主導の推進体制を構築する、である。

###### ・国内旅行需要喚起のための休暇のあり方懇談会の提言

国内旅行需要喚起のための休暇のあり方懇談会（座長：山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授）は、2007年6月の最終報告書において、観光立国の本格的推進に向けて、国内旅行振興のために休暇取得に取り組むこと、サービス生産性向上に寄与する休暇取得のあり方を追求すること、旅に出ることで人間力を高めること、旅を通じて子ども達の文化・教養力を高める「旅育」、団塊の世代の自由時間資源を国内旅行需要喚起の起爆剤とすることが提言された。このうち、休暇取得については、計画的な取得への支援、休暇取得に関する普及啓発の促進、低廉な価格で利用できる旅行商品の開発、個人個人の記念日に休暇取得を促進、地域の独自性を生かした学校休業時期の分散化等に取り組む必要性が記述された。

###### ・経営によく効く「休暇」～ベストプラクティスの選定と普及啓発

観光庁は、有給休暇取得促進に対する企業の理解を促進するため、2008年度に「経営によく効く『休暇』」事例集を刊行し、広く企業に配布するとともに、シンポジウムを開催して普及啓発を

行った。この事例集は、業績や従業員定着率の向上等に成功している事例、社会貢献を行っている事例、休暇を通じた様々な体験が企業の元気につながっている事例等、休暇が企業の活力を引き出している30の事例を掲載したものである。

#### ・家族の時間づくりプロジェクト事業

観光庁は2010年度から、学校休業日(子ども)と有給休暇(大人)をマッチングさせて家族の休みをあわせる「家族の時間づくりプロジェクト事業」に取り組んでいる。地域の小中学校の設置者が振替休業日等を土日の前後に移動させて3日以上連続した学校休業日とし、これに、地域の企業が協力して親が有給休暇を取得することによって家族の休みが実現している。毎年10箇所前後の地域が認定されて取組みを継続している。

2015年度からは、内閣府「休み方改革ワーキンググループ」<sup>4)</sup>による「ふるさと休日」<sup>5)</sup>の提案を踏まえ、「地域のお祭り等のイベントに合わせた柔軟な休日の設定」も対象事業として認定地域を支援していくこととなった。

筆者が認定自治体に聞き取りをしたところ、子ども達が地元の観光資源をよく知らないことを懸念する声が聞かれ、本事業が観光地域づくりの土台となることが指摘された。認定地域の多くは、家族の時間づくり期間中に、観光資源を地元の子供達に開放しており、さらに、博物館・美術館等を無料開放して子ども達に身近に感じてもらう活動も実施された。本事業の成果検証は事業に参加した主体の自己評価をアンケート調査集計する方式で行われており、概ね良好な成果が出ている。

#### ・「ポジティブ・オフ」運動

休暇を取得して外出や旅行を楽しむことを積極的に促進し、「休暇(オフ)」を「前向き(ポジティブ)」にとらえて楽しもう、という運動が、2011年7月から実施されている。観光庁が提唱し、趣旨に賛同した471社・団体(2015年9月14日現在)が有給休暇取得促進に取り組んでいる。内閣府、厚生労働省、経済産業省が共同提唱者である。本運動の専用のホームページが開設されており、取組みに関する情報交換が行われている。

#### 4.2.2 国民の祝日を対象とした政策

第一にハッピーマンデー制度が挙げられるが、これは国内旅行需要の増加を主目的としたものであり、一斉取得型の三連休や大型連休の創出によって需要の集中を生じさせてしまっている。ここでは、祝日の地区別取得について整理する。

##### ・祝日の地区別取得

2009年夏に、与党民主党から国民の祝日を地区別に取得するという提案がなされた。全国を3ないしは5ブロックに分けて、GWをずらして実施し、さらに、秋にSWを定着させて、これもブロック別に実施するという案である。これによって混雑緩和ができれば、ゆったりとした観光旅行が実現し、先に述べた混雑を嫌って旅行に行かない層が動きだすことによってGWの時期に約1兆円の新たな国内旅行需要が見込めるとの試算がなされた。

しかし、この提案には、全国の企業間取引を阻害する、銀行決済や手形決済に支障が出ることによって中小零細企業の資金繰りが悪化する等の産業への影響が懸念され、また、国民の祝日の意義が失われる等の反対意見が表明された。2010年10月の内閣府特別世論調査結果では、本案に対する賛成が28.1%、反対が56.1%という結果になった。

こうした世論を受け、本件を検討していた有識者会議である休暇改革国民会議(座長:三村明夫新日本製鐵株式会社代表取締役会長、当時)<sup>6)</sup>の第2回会議(2010年12月16日)において、「秋に大型連休を創設することを先行させることとし、ブロック分けについては今後よく検討する」こととなった。同時並行で、与党内にプロジェクトチームが組成されて本件の検討が進められていたが、東日本大震災の発生と政権交代によって、現在のまで議論は停止している。

#### おわりに

わが国の休暇・休日は一斉取得型が主流であり、有給休暇取得向上は、これまで、その意義の普及啓発や個人レベルで取得促進をする運動論と



いう手法での対応であった。観光と学校教育の連携の歴史は浅く、学校休業日を巡る取組みも緒についたばかりである。

こうした中で、観光産業に対して、地域の基幹産業であれとの期待が高まっており、今一度、需要平準化の課題に真剣に取り組む必要がある。この課題に関しては観光業界内に様々な意見があるが、需要平準化とは、現在の需要を分散するだけでなく、これまで眠っていた需要を掘り起こす需要創造につながることを理解し、業界としてまとまった行動をしていくことが求められよう。また、近年のインバウンド観光の成長によって、観光需要の平準化には、日本人の観光旅行の閑散期に訪日外客を受け入れるという選択肢が現実味を帯びてきた。団塊の世代の退職が進むにつれて平日に旅行する人々が増えていく期待もある。土日祝日に勤務のあるサービス業従事者の観光需要を掘り起こしていくことも検討に値しよう。幅広い選択肢を科学的に検討し、組み合わせながら、需要集中を緩和する効果を得ていくことが求められる。

[注]

- 1) 2010年の①4月3日～6日、および、②5月15日～16日の期間において、1万人超を対象にインターネット調査を実施。②は①の回答者に対する追跡調査。
- 2) 需要側に8月21～23日にインターネット調査を実施。全国の主な観光地の宿泊施設、および、観光庁が定める観光地点における観光施設を抽出し、アンケート調査を実施。
- 3) 労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査(2013年)。
- 4) 内閣府の休み方改革に関する作業部会(座長:高橋・⑭日本総合研究所理事長)。
- 5) 有給休暇の取得を促すため、祭りなどのイベントに合わせ地域ごとに「休日」を設ける「ふるさと休日」制度を創設すること。
- 6) 経済界、労働界、教育界、有識者、NPO、若年層、メディア等、様々な分野・ステークホルダーを代表する幅広い主体によって構成され、2010年10月に第1回、12月に第2回会議を開催。

[参考文献]

飯田芳也「フランスバカンス制度についての一考察」、城

- 西国際大学紀要 16(6)、2008年3月、pp.15-32
- 白井冬彦「実態としての日本の有給休暇制度」、観光創造研究(4)(北海道大学)、2008年10月31日
- 大井達雄「宿泊旅行統計調査による季節変動に関する一考察」、平成23年度観光経済経営会発表、2011年度
- 大井達雄「宿泊旅行統計調査による地域格差の分析」研究所報(法政大学日本統計研究所)No.42、2013年2月5日、pp.29-48
- 岡野英伸「国際観光における需要の季節性について」、商経学叢 57(3)(近畿大学商経学会)、2011年3月、pp.785-796
- 小倉一哉「なぜ日本人は年休を取らないのか」、日本労働研究雑誌 525(労働政策研究・研修機構)、2004年4月、pp.62-65
- 小倉一哉「なぜ年次有給休暇の計画的付与があるのか」日本労働研究雑誌 51(労働政策研究・研修機構)、2009年4月、pp.6-9
- 経済産業省、国土交通省、(財)自由時間デザイン協会「休暇制度のあり方と経済社会への影響に関する調査研究委員会報告書」、2002年6月7日
- 国内旅行需要喚起のための休暇のあり方懇談会「国内旅行需要喚起のための休暇のあり方について 最終報告」、2007年6月
- 桜本光、福石幸生「有給休暇完全取得の経済効果」三田商学研究(慶應義塾大学出版会)Vo.54, No.1、2011年4月、pp.51-67
- 鈴木宏昌「フランスのバカンスと年次有給休暇」、日本労働研究雑誌 625(労働政策研究・研修機構)、2012年8月、pp.45-54
- 高橋康二「年次有給休暇に関する法知識の所在と機能」、大原社会問題研究所雑誌 597、2008年8月、pp.50-66
- 長期家族旅行国民推進会議「長期家族旅行国民推進会議報告書 - 家族仕様の旅文化を拓く」、2004年6月
- 野田進「休暇分散化案と権利としての休暇」、ジュリスト No.1413、2010年12月15日、pp.2-6
- 長期休暇の法的課題 - 「休暇利益」の対立構造
- 野田進「長期休暇の法的課題」、2005年7月、日本労働研究雑誌 540(労働政策研究・研修機構)、pp.26-35
- 森川正之「サービス業における需要変動と生産性」、RIETI Discussion Paper Series 08-J-042、2008年8月
- 森川正之「外国人旅行者と宿泊業の生産性」、RIETI Discussion Paper Series 15-J-049、2015年8月
- 労働政策研究・研修機構「欧州における働き方の多様化と労働時間に関する調査」、2008年5月